

令和2年度 建築基準適合判定資格者検定直前講習会 質問及び回答

質問No.	課目	掲載ページ	質問	回答
1	考査A	手引き P41	令和元年問題No7-2 木造等の建築物の防火壁を組積造としてはならない件は令第113条第1項に定められているとありますが、改正後の現行法令ではどこに記載されているのですか	組積造としてはならない件は、令和元年6月25日の改正法施行に伴いより、令和元年6月21日告示第197号の第1第一号に記載されています。
2	考査A (構造)	演習	スライドNo.27 令85条2項には、「～ただし同項の表の(5)に掲げる室の床の積載荷重についてはこの限りではない。」とあります。この但書は、固定席の場合のみに適用で通路とかは該当しないのでしょうか。	令第85条第1項表中、(7)「廊下」を読み替えて(5)「その他の場合」の数値を採用する場合、室の種類区分は(7)のまま変わらないので、第2項ただし書の適用を受けません。
3	考査B		解答の記載に当たっては、下記のような表現は、減点の対象になるのでしょうか。 ・根拠規定条項の「第」「条」「項」を省略する ・用途地域名や建物用途名を略称とする (例: 第二種中高層住居専用地域→二中高、物品販売業を営む店舗→物販店舗 等) ・文字が読みにくい	採点基準は公表されていないため回答できません。
4	考査B	手引き P131	建築計画2の道路高さ制限について、法第56条第3項及び法第56条第4項の規定のいずれにも適合している場合、それぞれの項について検証しなければならないのでしょうか。第4項については「できる」規定なので検証する必要はないのでしょうか。	貴見の通り、「できる」規定なので第3項で適法が確認できる場合は、検討する必要はありません。
5	考査B	手引き P121	計画1について 手引きP121 4の(4)有効長さ 張間方向700cmと600cm 桁行方向900cmと500cmは 問題文或いは図のどの部分の長さでわかるのでしょうか？	平面図上のクロスハッチの壁と、斜めハッチの壁を、方向別にひとつずつ拾い、足し上げることで確認できます。
6	考査B	手引き P153	30年計画1 建蔽率の部分は告示1437号に該当するかの文章は必要ないのでしょうか	告示番号自体は(に)欄に記載しています。(は)欄にも記載した方がより正確ですが、採点基準は公表されていないため、(は)欄に記載しない場合に減点されるかどうかは、回答できません。
7	考査B	手引き P164	30年計画2 8.容積率に記載する法文には、令2条1項一号、四号を記載したら間違いですか？	採点基準は公表されていないため、回答できません。

8	考査B	手引き P167	平成30 11 防火区画 面積区画の面積算定で(店舗1、店舗2、及びDSを除く)とありますがEV昇降路は除くことはできますか？ (特定防火設備で区画されていると考えました。)	本解答例は、EV昇降路の部分を除いた床面積で1500㎡を超えているという考え方で作成しています。但し問題文中では各階合計にEVシャフトを含んでいるため、EVシャフト部分を店舗及びDSと同様に除くという考え方で回答を作成するのもあるかと思えます。
---	-----	-------------	---	--

* 講習に関するご質問のみ記載しています。

* 類似のご質問は纏めさせていただいています。また語尾の表現など一部を変更しております。